

## お知らせ

(労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に係る労使協定の修正について)

令和 4 年 6 月 6 日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記の通り労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に係る労使協定を修正したのでお知らせします。

なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はありません。

## 記

- (1) 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定の規定に基づき締結した労使協定に係る一般賃金のうち一般労働者の平均的な賃金の額の算定に関し、端数を四捨五入していたことは適切ではなかったため、切り上げによる修正を行った。
- (2) 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定に基づき締結した労使協定について、賃金の決定に当たっての公正な評価規定において、基本給のみを評価の対象としていたことは適切でなかったため、賞与の評価を対象に加えた。

なお、このお知らせに記載の改定および運用は、労使協定の締結日より適用いたします。

〈問い合わせ先〉

JBA HR ソリューション株式会社

派遣元責任者 佐々木 伸泰

03-5215-7222

以上